

一般社団法人 西福岡青色申告会  
第 6 回 定 時 総 会

日 時: 平成 30年 6月 1日(金)  
午後 3 時 30分～

場 所: プラザ 寿 苑  
糸島市高田1丁目7番1号  
TEL 092-322-2288



一般社団法人 西福岡青色申告会

福岡県糸島市前原中央 3丁目 15番 32号

〒819-1116 TEL 092-322-2595 FAX 092-323-2159

E-mail : nishi\_aoshin@ybb.ne.jp

ホームページ: <http://www.yu-netkita.com/aoironet/>

# ◇◇◇青色申告会憲章◇◇◇

われわれは、自らの経営の発展に資するため、研鑽を重ねるとともに、誠実な納税者として、その権利を主張し、義務を遂行する。

われわれは、奉仕の精神のもと青色申告運動の理想を掲げ、組織活動を強力に推進し、公正な社会の実現に向けて精励する。

われわれは、申告納税制度を守り、青色申告運動を通じて優れた人格と資質を養い、若い力を育て、社会の発展に寄与する。

われわれは、民主的な税制の確立を求めて、小規模事業者の経営の発展と生活・文化の向上を目指して団結し、青色申告運動に邁進する。

## ◇◇◇綱 領◇◇◇

1. われらは誠実なる青色申告者として税務の民主化と合理的な税制の確立を期す。
2. われらは青色申告を基礎とした中小企業等の経営合理化を図り、国民経済の発展を期す。
3. われらは青色申告を通じ生活の改善を図り、国民福祉の増進を期す。

### 会 歌

藤間哲郎 作詞  
古関裕而 作曲

一、 明るく集う つど 青色の あおいろ

われらに栄えと さかえ 夢がある  
税務の民主化、進めつつ  
真ごころこめる 申告に  
正しく強い 道しるべ  
あゝ 青色会に使命あり

二、 ぐらしを守る 躍進の

われらに豊かな ゆたか 明日がある あす  
自計の指導を じけい 広めつつ  
伸びゆく企業に 合理化と  
繁栄の花 はんえい 咲かすもの  
あゝ 青色会に誇りあり

三、 心を結ぶ 団結の

われらにくじけぬ いし 意志がある  
輝やく理想を かか 掲げつつ  
福祉を進め にっぽん 日本  
果てなき栄え は 築きゆく  
あゝ 青色会に 光りあり

# 式 次 第

(15:30~16:50)

## 第1部 一般社団法人 西福岡青色申告会 第6回 定時総会

開会のことば  
会歌斉唱  
黙 禱  
会長あいさつ  
議長の選任（書記任命）  
議事録署名人の選任

### 議 事

- 第1号議案 平成29年度 事業報告承認の件  
第2号議案 平成29年度 収支決算報告承認の件  
監 査 報 告  
第3号議案 平成30年度 事業計画報告の件  
第4号議案 平成30年度 収支予算報告の件

来賓紹介

来賓祝辞

西福岡税務署	署 長	田畑 宏樹 様
西福岡県税事務所	所 長	小路 則子 様
糸 島 市	税務課長	小金丸 敏浩 様

閉会のことば

## 第2部 懇 親 会

(17:00~18:40)

- |            |            |
|------------|------------|
| (1) 開会のことば | (2) 乾 杯    |
| (3) 炭坑節音頭  | (4) 祝いめでた  |
| (5) 博多一本締め | (6) 閉会のことば |

## 平成29年度 事業報告

自 平成29年 4月 1日

至 平成30年 3月31日

平成29年度は、定款の特定個人情報（マイナンバー）規定に則り、所得税等の確定申告書や各種届出書、そして労働保険事務委託業務に関しましてもマイナンバーの取扱いを徹底してまいりました。また懸案の新会館建設も会財政圧迫の懸念と二階部分の利用頻度を考えますに基本設計から再度見直す必要が出てまいりまして理事会(建設委員会)で検討を行なっている次第です。

このような状況の下、事業活動の重点項目に掲げる『組織の拡充強化』『指導・相談活動の充実強化』『広報活動の推進』の基本方針に基づき、会員、そして地域社会に貢献出来るように『税と社会保障改革』を中心とした事業活動を推進してまいりました。

**組織の拡充強化**につきましては、財政基盤充実の為、会員数の増加を目標に各種無料講習会の開催や税務署主催の新規開業者の決算説明会に職員を派遣したり青色コーナーを設置するなどして年を通して入会勧奨を行なった結果、新規入会者が昨年度の22件から14件増加の36件ありました。

これに対し事業主の高齢化や事業継承者不在、経営不振による廃業が続く中、退会者は昨年度の29件から1件減少の28件に止まり、期首会員数547件から期末会員数555件と8件の増加となり、久しぶりに純増で終えることができました。

**指導・相談活動**につきましては、関係団体と協力し、「所得税」、「消費税」、「資産税」等の指導・相談日を設け、税知識の普及に努めるとともに【複式簿記による記帳推進】の為、複式簿記講習会や会計ソフトの導入指導を行ない、併せてIT関連の指導・相談にあたりました。特に『国税電子申告納税システム（e-Tax）』につきましては、九州北部税理士会 西福岡支部と税務当局のご協力により所得税479件、消費税127件を事務局より代理送信する事が出来ました。また、法律問題につきましては、弁護士による月例無料相談会を開催し、会員企業の相談にあたりました。

**広報活動**につきましては、会員向けに全青色機関紙『ブルーリターン』及び会機関紙『青色にゆ〜す』並びに会報紙『群青』の配布を行ないました。またホームページ『青色ネット』で会のPR及び税情報の提供に努めてまいりました。

以下、事業活動の事績は次の通りとなっております。

総会・会議関係

( 総 会 )

開催年月日	内 容	会 場	摘 要
29年 6月 2日 (金)	第5回 (第4期) 定時総会	プラザ寿苑	291名(委任状含)

(理事会及び理事・支部長会)

開催年月日	内 容	会 場	摘 要
29年 4月 27日 (木)	第1回 理事会	青色申告会館	10 名
5月 11日 (木)	第1回 理事・支部長会	〃	15 名
7月 14日 (金)	第2回 理事会	〃	9 名
9月 1日 (金)	第2回 理事・支部長会	〃	14 名
11月 1日 (水)	第3回 理事・支部長会	〃	18 名

指 導 関 係

( 集 合 指 導 )

開催年月日	内 容	会 場	摘 要
29年 7月 3日 (月) ～ 10日 (月)	給与所得者の源泉税の指導会	青色申告会館	246事業所
30年 1月 5日 (金) ～ 22日 (月)	給与所得者の年末調整指導会	青色申告会館	262事業所

( 個 別 指 導 )

開催年月日	内 容	会 場	摘 要
29年4月～30年3月迄	建設業許可・変更届等取扱件数	青色申告会館	15社
30年1月5日～31日	H30年度償却資産申告書の取扱件数	〃	47社

( 個 別 指 導 )

開催年月日	内 容	会 場	摘 要
29年 4月 21日 (金)	無 料 法 律 相 談	青色申告会館	田中雅敏弁護士
27日 (木)	無 料 税 務 相 談	〃	渡邊・濱地・甲斐
5月 17日 (水)	無 料 法 律 相 談	〃	池辺健太弁護士
30日 (火)	無 料 税 務 相 談	〃	渡邊・濱地・甲斐
6月 29日 (木)	無 料 法 律 相 談	〃	池辺健太弁護士
29日 (木)	無 料 税 務 相 談	〃	渡邊・濱地・甲斐
7月 26日 (水)	無 料 法 律 相 談	〃	池辺健太弁護士
28日 (金)	無 料 税 務 相 談	〃	渡邊・濱地・甲斐
8月 29日 (火)	無 料 法 律 相 談	〃	田中雅敏弁護士
30日 (水)	無 料 税 務 相 談	〃	渡邊・濱地・甲斐
9月 20日 (水)	無 料 法 律 相 談	〃	池辺健太弁護士
28日 (木)	無 料 税 務 相 談	〃	渡邊・濱地・甲斐
10月 17日 (火)	無 料 法 律 相 談	〃	田中雅敏弁護士
30日 (月)	無 料 税 務 相 談	〃	渡邊・濱地・甲斐
11月 16日 (木)	無 料 法 律 相 談	〃	池辺健太弁護士

11月 29日 (水)	無 料 税 務 相 談	青色申告会館	渡邊・濱地・甲斐
12月 6日 (水)	無 料 法 律 相 談	〃	田中雅敏弁護士
25日 (月)	無 料 税 務 相 談	〃	渡邊・濱地・甲斐
30年 1月 25日 (木)	無 料 法 律 相 談	〃	池辺健太弁護士
30日 (火)	無 料 税 務 相 談	〃	渡邊・濱地・甲斐
2月 17日 (土)	無 料 税 務 相 談	〃	渡邊・濱地・甲斐
22日 (木)	無 料 法 律 相 談	〃	田中雅敏弁護士
27日 (火)	無 料 税 務 相 談	〃	渡邊・濱地・甲斐
3月 3日 (土)	〃	〃	〃
10日 (土)	〃	〃	〃
13日 (火)	〃	〃	〃
15日 (木)	〃	〃	〃
29日 (木)	無 料 法 律 相 談	〃	池辺健太弁護士
30日 (金)	無 料 税 務 相 談	〃	渡邊・濱地・甲斐

一般事業関係

( 事業・総務・広報 )

開催年月日	内 容	会 場	摘 要
29年 4月 27日 (木)	第1回 監査会 (H28/10-H29/3)	青色申告会館	
6月 18日 (日)	第62回 青色会員旅行	伊勢屋旅館	周船寺/元岡支部 31名参加
～ 19日 (月)	～長崎原爆資料館と島原の旅～		
11月 1日 (水)	第56回 税務協議会	前原公民館	20名参加
7日 (火)	第2回 監査会 (H29/4-H29/9)	青色申告会館	
14日 (火)	税を考える週間講習会	伊都文化会館	26名参加
27日 (月)	第15回 回転広告塔管理組合 会議	山 水 荘	平野出席
12月 4日 (月)	税務署主催 決算説明会	西福岡税務署	延べ5日間 職員派遣
～ 8日 (金)			
12日 (火)	広報委員会/理事会	青色申告会館	8名出席
30年 1月 12日 (金)	平成30年 新年祝賀会	山 水 荘	65名参加
23日 (火)	税務署主催の税務連絡協議会	西福岡税務署	職員3名出席
2月 1日 (木)	青色コーナー 延9日間	人権センター	職員配置
～ 14日 (水)			

友好団体関係

開催年月日	内 容	会 場	摘 要
29年 4月 26日 (水)	第1回 西福岡税務署管内納貯連 役員会	西福岡税務署	田中会長出席
5月 24日 (水)	西福岡税務署管内納貯連 第50回 総会	〃	〃
24日 (水)	糸島市商工会 第05回 通常総代会	糸島市商工会館	〃
6月 7日 (水)	第46回 福岡県納税貯蓄組合連合会 総会	税理士会館	〃
8月 28日 (月)	福岡地区納税貯蓄組合連合会 役員会	博多税務署	〃
9月 6日 (水)	「納税だより」第122号 編集会議	〃	〃
15日 (金)	納貯連 「税について」の作文第一次審査	西福岡酒販会館	〃
19日 (火)	納貯連 「税について」の作文最終選考審査	〃	〃
11月 9日 (木)	西福岡税務署管内納貯連 連絡協議会	西福岡税務署	〃
15日 (水)	西福岡税務署管内納貯連主催 講習会	〃	〃
30年 2月 21日 (水)	糸島酒販協同組合 第65回 総会	糸島市商工会館	〃

全青色・県連関係

開催年月日	内 容	会 場	摘 要
29年 5月 9日 (火)	福岡県連 理事会・事務局担当者会議	大博多ビル 11F	田中会長・平野出席
6月 9日 (金)	福岡県青色申告会連合会 総会	ANAクラウンプラザホテル	13名 参加
13日 (火)	平成29年度 久留米青色申告会 総会	ハynesホテル久留米	田中会長 出席
19日 (月)	第28回 青色21NW研究集会	KKR ホテル 熊本	田中会長 出席
7月 25日 (火)	全青色主催 北部九州ブロック役員研修会	ホテル日航福岡	田中/前田/井手
10月 19日 (木)	第55回 北部九州ブロック大会	伊万里迎賓館	15名 参加
11月 17日 (金)	祇園支部「会員の集い」	JR博多シティ会議室	平野専務 出席
30日 (木)	全青色 税制改正要望集会	衆議院第一議員会館	田中会長 参加
12月 1日 (金)	第29回青色21NW研究会定時総会&研究集会	KKRホテル名古屋	平野専務 出席

福利厚生関係

- |                  |                  |            |              |
|------------------|------------------|------------|--------------|
| ① 企業共済加入件数       | 229件             | ⑤ 全青色共済    |              |
| 団体集金分            | (28件)            | 事業場数       | 45件 加入人数 69名 |
| 口座振替分            | (201件)           | 全青色共済 傷害特約 |              |
| ② 青色交通傷害保険加入事業場数 |                  | 事業場数       | 23件 加入人数 43名 |
| 個人セット            | 185件 283口        | ⑥ 青色共済年金   | 1名           |
| ファミリーセット         | 52名 54口          | ⑦ 疾病入院補償   |              |
| ③ 労働保険委託事業場数     | 84社 (112件)       | 事業場数       | 20件 加入人数 32名 |
| ④ 全青色傷害保険        |                  |            |              |
| 事業場数             | 40件 加入人数 72名 91口 |            |              |

部 会 関 係

( 青 年 部 )

開催年月日	内 容	会 場	摘 要
29年 5月 15日 (月)	平成29年度 総会	山 水 荘	13名 出席
8月 18日 (金)	県連青年部主催 暑気払い	ANAクラウンプラザホテル	8名 出席

( 女 性 部 )

開催年月日	内 容	会 場	摘 要
29年 4月 4日 (火)	第1回役員会 総会役割確認等	青色申告会館	幹部役員 5名
11日 (火)	正副部長会議	〃	4名 出席
13日 (木)	第40回 女性部 総会	〃	部員19名/来賓3名
6月 2日 (金)	親会 第5回定時総会	プラザ寿苑	多数 参加
9日 (金)	第16回 福岡県連女性部定時総会	ANAクラウンプラザホテル	4名 参加
18日 (日)	第62回 青色会員旅行	伊勢屋旅館	11名 参加
～ 19日 (月)	～長崎原爆資料館と島原の旅～		
9月 21日 (木)	秋の一泊研修旅行	大谷山荘	12名 参加
～ 22日 (金)	～山口・山陰の旅～		
10月 19日 (木)	第55回 北部九州ブロック大会	伊万里迎賓館	4名 参加
11月 1日 (水)	第56回 税務協議会	前原公民館	2名 参加
14日 (火)	秋の研修会/税を考える週間	伊都文化会館	12名 参加
30年 1月 12日 (金)	平成30年 新年祝賀会	山 水 荘	女性部より多数参加
2月 1日 (木)	女性部 役員新年祝賀会	割烹丸一	10名 参加
3月 22日 (木)	監査会～切手収集&第41回 総会の件	青色申告会館	役員 7名

[ 総括 ]

会員の概況

会 員 数	平成29年	555名 (正会員 438名 準会員 117名) (個人会員 453名 法人会員 102社)
	平成28年	547名 (正会員 432名 準会員 115名)
入 会 者	平成29年	36名 (正会員 29名 準会員 7名)
	平成28年	22名 (正会員 15名 準会員 7名)
退 会 者	平成29年	28名 (正会員 23名 準会員 5名)
	平成28年	29名 (正会員 27名 準会員 2名)
[ 退 会 理 由 ]	平成29年	廃業 (11) 税理士関与 (3) 法人化(0) 死亡 (9) その他経営不振等 (5) 除 名(0)
	平成28年	廃業 (12) 税理士関与 (3) 法人化(0) 死亡 (2) その他経営不振等 (4) 除 名(0)

決算申告 (事務局経由提出)

平成29年	所得 税	青色申告者 367名 白色申告者 112名 合計 479名
		(内、イータックスによる申告件数 476件/479件 99.4%) : 正確3
平成29年	消 費 税	127名 / 贈与税 6名
		(内、イータックスによる申告件数 127件/127件 100%)
平成28年	所得 税	青色申告者 355名 白色申告者 91名 合計 446名
	消 費 税	136名 / 贈与税 5名

指導体制

顧問弁護士 1名 派遣税理士 3名 事務局職員 8名  
(内、臨時職員 1名)

事務局利用状況

区分 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合 計
税 務	24	22	71	202	23	25	13	31	92	338	390	305	1,536
経 理	32	40	40	44	47	45	42	32	59	36	35	24	476
経 営	8	2	4	5	2	9	1	1	1	3	2	8	46
金 融	0	1	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	4
労 務	63	49	17	16	19	16	9	22	12	14	8	4	249
福 利	4	9	14	5	15	27	22	3	2	0	3	0	104
そ の 他	28	20	14	39	23	24	21	44	39	19	9	31	311
合 計	159	143	160	311	129	149	108	133	205	410	447	372	2,726



## 貸借対照表

平成30年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
<b>I 資 産 の 部</b>			
1 流 動 資 産			
現金預金	8,543,754	8,846,106	△ 302,352
未収会費	2,225,324	2,456,846	△ 231,522
未収入金	190,080	168,480	21,600
棚卸資産	176,384	216,484	△ 40,100
仮払金	0	0	0
差入保証金	50,000	50,000	0
有価証券	7,500	7,500	0
前払費用	7,635	17,815	△ 10,180
流 動 資 産 合 計	11,200,677	11,763,231	△ 562,554
2 固 定 資 産			
(1) 基本財産			
定期預金	3,000,000	3,000,000	0
基本財産合計	3,000,000	3,000,000	0
(2) 特定資産			
土地	12,937,137	12,937,137	0
退職給付引当預金	0	0	0
特定資産合計	12,937,137	12,937,137	0
(3) その他固定資産			
車輜運搬具	1	1	0
器具備品	67,200	168,000	△ 100,800
出資金	710,000	710,000	0
長期滞り債権	29	29	0
その他固定資産合計	777,230	878,030	△ 100,800
固 定 資 産 合 計	16,714,367	16,815,167	△ 100,800
<b>資 産 合 計</b>	<b>27,915,044</b>	<b>28,578,398</b>	<b>△ 663,354</b>
<b>II 負 債 の 部</b>			
1 流 動 負 債			
未払金	2,445,058	1,968,458	476,600
前受会費	156,590	97,620	58,970
短期借入金	2,630,516	2,583,627	46,889
別途会計預り金	1,275,814	1,276,068	△ 254
預り金	387,718	486,708	△ 98,990
預り支部費	1,089,176	914,509	174,667
未払法人税等	71,000	71,000	0
流 動 負 債 合 計	8,055,872	7,397,990	657,882
2 固 定 負 債			
長期借入金	3,581,755	6,212,271	△ 2,630,516
退職給付引当金	0	0	0
固 定 負 債 合 計	3,581,755	6,212,271	△ 2,630,516
<b>負 債 合 計</b>	<b>11,637,627</b>	<b>13,610,261</b>	<b>△ 1,972,634</b>
<b>III 正 味 財 産 の 部</b>			
1 特 定 正 味 財 産 等	6,422,466	3,939,639	2,482,827
2 一 般 正 味 財 産	9,854,951	11,028,498	△ 1,173,547
(うち基本財産への充当額)	3,000,000	3,000,000	0
(うち特定財産等への充当額)	-6,422,466	-3,939,639	△ 2,482,827
<b>正 味 財 産 合 計</b>	<b>16,277,417</b>	<b>14,968,137</b>	<b>1,309,280</b>
<b>負 債 及 び 正 味 財 産 合 計</b>	<b>27,915,044</b>	<b>28,578,398</b>	<b>△ 663,354</b>

## 一般正味財産増減計算書

自) 平成29年4月1日 至) 平成30年3月31日

(単位:円)

科 目	当年度決算額	当年度予算額	前年度決算額	予算決算増減
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
受 取 入 会 金	63,000	60,000	33,000	3,000
受 取 入 会 金	63,000	60,000	33,000	3,000
受 取 会 費	7,930,000	7,991,000	7,832,000	△ 61,000
正 会 員 受 取 会 費	7,865,000	7,920,000	7,761,000	△ 55,000
準 会 員 受 取 会 費	32,000	38,000	38,000	△ 6,000
賛 助 会 員 受 取 会 費	33,000	33,000	33,000	0
事 業 収 益	2,432,892	2,282,600	2,370,515	150,292
全 青 色 共 済 手 数 料 収 入	541,640	585,000	568,556	△ 43,360
企 業 共 済 手 数 料 収 入	740,572	650,000	730,199	90,572
労 働 保 険 手 数 料 収 入	888,240	864,000	881,680	24,240
雇 用 保 険 手 数 料 収 入	262,440	183,600	190,080	78,840
受 取 補 助 金 等	948,524	1,045,000	1,051,584	△ 96,476
労 働 保 険 報 奨 金	933,620	1,030,000	1,036,680	△ 96,380
労 働 保 険 助 成 金	14,904	15,000	14,904	△ 96
中 退 共 助 成 金	0	0	0	0
受 取 負 担 金	37,058,720	36,900,000	36,926,798	158,720
特 別 会 費 ( 月 ) 収 入	18,610,344	18,700,000	18,721,472	△ 89,656
特 別 会 費 ( 決 ) 収 入	13,803,800	13,500,000	13,501,800	303,800
特 別 会 費 ( 臨 ) 収 入	4,644,576	4,700,000	4,703,526	△ 55,424
受 取 寄 付 金	0	0	0	0
受 取 寄 付 金	0	0	0	0
特 定 目 的 準 備 金 取 崩 収 入	150,000	0	0	150,000
特 定 目 的 準 備 金 取 崩	150,000	0	0	150,000
雑 収 益	1,251,147	1,253,000	2,617,560	△ 1,853
受 取 利 息	1,133	1,600	1,585	△ 467
有 価 証 券 運 用 益	1,400	1,400	1,400	0
物 品 販 売 収 入	110,985	120,000	95,934	△ 9,015
会 計 ソ フ ト 販 売 収 入	180,000	220,000	170,000	△ 40,000
機 関 紙 等 郵 送 料 収 入	258,000	230,000	234,000	28,000
幹 旋 手 数 料 収 入	0	50,000	0	△ 50,000
そ の 他 手 数 料 収 入	10,152	0	0	10,152
そ の 他 雑 収 益	689,477	630,000	2,114,641	59,477
経常収益計	49,834,283	49,531,600	50,831,457	302,683
(2) 経常費用				
事 業 費	2,770,618	2,736,200	2,851,324	34,418
総 会 費	653,524	600,000	619,660	53,524
全 青 ・ 局 連 費	324,250	320,000	334,230	4,250
会 議 費	166,206	150,000	198,804	16,206
委 員 会 関 係 費	15,000	15,000	15,000	0
指 導 連 絡 費	50,000	50,000	50,000	0
職 員 研 修 費	99,000	100,000	93,000	△ 1,000
ブ ロ ッ ク 大 会 費	200,000	200,000	210,500	0
広 報 活 動 費	259,790	305,000	305,100	△ 45,210
青 年 部 活 動 費	100,000	100,000	120,000	0
女 性 部 活 動 費	300,000	300,000	300,000	0
青 色 旅 行 補 助 費	20,000	20,000	20,000	0
渉 外 費	24,148	30,000	23,890	△ 5,852
機 関 紙 発 行 費	151,200	151,200	151,200	0
役 職 員 研 修 費	145,000	145,000	144,940	0

	支 部 活 動 費	262,500	250,000	265,000	12,500
管	理 費	48,166,212	49,124,016	49,388,807	△ 957,804
	給 料 手 当	30,000,463	30,500,000	30,640,738	△ 499,537
	法 定 福 利 費	4,523,542	4,600,000	4,509,821	△ 76,458
	通 勤 交 通 費	452,633	451,600	409,580	1,033
	中 退 共 掛 金	480,000	480,000	540,000	0
	そ の 他 福 利 費	346,925	340,000	334,420	6,925
	退 職 金	0	0	114,339	0
	顧 問 料	2,059,200	2,059,200	2,059,200	0
	地 代 家 賃	0	0	0	0
	リ ー ス 料	1,654,476	1,772,306	1,759,346	△ 117,830
	消 耗 品 費	860,600	900,000	899,643	△ 39,400
	研 修 ・ 図 書 費	100,846	170,000	178,178	△ 69,154
	通 信 費	552,026	570,000	573,644	△ 17,974
	旅 費 交 通 費	127,400	140,000	146,440	△ 12,600
	水 道 光 熱 費	497,644	450,000	448,383	47,644
	修 繕 維 持 費	72,878	150,000	152,136	△ 77,122
	損 害 保 険 料	184,850	187,000	185,870	△ 2,150
	短 期 借 入 金 返 済 支 出	2,720,700	2,720,700	2,720,700	0
	慶 弔 費	171,317	150,000	151,756	21,317
	コ ン ピ ュ ー タ ー 費	311,802	311,802	311,802	0
	警 備 費	321,408	321,408	321,408	0
	雑 費	1,065,855	1,100,000	1,159,961	△ 34,145
	租 税 公 課	1,661,647	1,650,000	1,636,084	11,647
	特 定 目 的 準 備 支 出	0	50,000	50,000	△ 50,000
	特 定 資 産 取 得 費	0	0	0	0
	予 備 費	0	50,000	85,358	△ 50,000
	経常費用計	50,936,830	51,860,216	52,240,131	△ 923,386
	当期経常増減額	△ 1,102,547	△ 2,328,616	△ 1,408,674	1,226,069
2.	経常外増減の部				
(1)	経常外収益				
	経常外収益計	0	0	0	0
(2)	経常外費用				
	経常外費用計	0	0	0	0
	当期経常外増減額	0	0	0	0
	税引前当期一般正味財産増減額	△ 1,102,547	△ 2,328,616	△ 1,408,674	1,226,069
	法人税・住民税及び事業税	71,000	71,000	71,000	0
	当期一般正味財産増減額	△ 1,173,547	△ 2,399,616	△ 1,479,674	1,226,069
	一般正味財産期首残高	8,028,498	8,028,498	9,508,172	0
	一般正味財産期末残高	6,854,951	5,628,882	8,028,498	1,226,069
II	基金増減の部				
	当期基金増減額	0	0	0	0
	基金期首残高	3,000,000	3,000,000	3,000,000	0
	基金期末残高	3,000,000	3,000,000	3,000,000	0
III	一般正味財産期末残高	9,854,951	8,628,882	11,028,498	1,226,069

(注記)

当期一般正味財産増減額 + 借入元金返済額 - 減価償却費 = 当期利益金  
▲ 1,173,547 + 2,583,627 - 100,800 = 1,309,280

期首特定正味財産額 + 増減額 = 期末特定正味財産額  
3,939,639 + 2,482,827 = 6,422,466  
(2,583,627-100,800)

## 財産目録

平成 30年 3月 31日現在

(単位:円)

科 目	金 額	摘 要			
( 財 産 )					
現 金	47,924	手元現金(つり銭)			
普 通 預 金	6,599,946	1,012,096	福岡県中央信用組合	前原支店	No.0003808
		160,034	〃	〃	No.0215483
		7,878	〃	〃	No.0714607
		1,110,622	〃	〃	No.0004294
		2,788,112	福岡銀行	糸島支店	No.0926999
		1,306,765	西日本シティ銀行	前原支店	No.3007492
		10,505	佐賀銀行	〃	No.1009675
		203,934	ゆうちょ銀行	〃	No.45668781
		0	〃	〃	No.01760-9-46087
納税準備預金	14,443	福岡銀行 糸島支店 No.8002343			
定期預金	1,781,441	福岡県中央信用組合 前原支店 No.0105783-002~004			
定期積金	100,000	福岡県中央信用組合 前原支店 No.0505262			
未収会費	2,225,324	平成30年3月31日迄の発生会費等			
未収入金	190,080	(独)中小企業基盤整備機構 モデル団体 特別取扱手数料			
棚卸資産	176,384	日計表・現金式簡易帳簿・コピー用紙・表紙・ファイル等			
差入保証金	50,000	セコム(株) H33.08.10 契約満了			
有価証券	7,500	7,500	株式会社青色申告会館		
前払費用	7,635	ウィルスバスター 3年契約未経過分 9/36月 (H30.12.31迄)			
基本財産	3,000,000	福岡県中央信用組合 定期預金 No.0105783-001			
特定資産	12,937,137	糸島市前原中央3-15-32 (宅地) 463.80㎡			
車輛運搬具	1	スバル プレオ 平成16年3月式 軽貨物 (償却累計 △458,899)			
器具備品	67,200	接客用カウンター (償却累計 △436,800)			
出資金	710,000	600,000	福岡県青申連 祇園支部	110,000	福岡県中央信用組合
長期滞り債権	29	過年度未収会費等の備忘価額			
財産合計	27,915,044				
( 負 債 )					
未 払 金	2,445,058	751,500	西福岡税務署	消費税等	第05期分
		1,384,950	西福岡年金事務所	社会保険料	3月発生分
		91,000	費用弁償	交通費	第05期分
		30,097	(株)オリコンタービレ	ソフト使用料	3月発生分
		187,511	ソフトバンク(株)他	電話料金他	3月発生分
前受会費	156,590	平成30年 4月分以降発生の会費			
借入金	6,212,271	福岡県中央信用組合 / 前原支店 1,300万円 H27年7月31日 借入			
別途会計預り金	1,275,814	165,192	全青色共済/青年部会計	1,110,622	残余財産管理組合
預り金	387,718	335,647	職員	源泉所得税	1~3月分
		52,071	税理士・弁護士	源泉所得税	1~3月分
預り支部費	1,089,176	617,611	潤・池田・高田支部	58,474	元岡支部
		59,975	志摩支部	43,230	福岡市長垂以東
		119,065	怡土支部	190,821	その他 6支部
未払法人税等	71,000	50,000	糸島市役所	法人市民税	法人税均等割
		21,000	西福岡県税事務所	法人県民税	〃
負債合計	11,637,627				
差引正味財産	16,277,417				

# 財務諸表に対する注記

## 1. 重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価及び評価方法

取得原価基準による最終仕入原価法とする。

(2) 固定資産の減価償却の方法

定額法による。表示：直接控除科目別注記法

(3) 引当金の計上基準

債務性ある負債性引当金

退職給付引当金は、第6期より要支給額を計上する事とする。

(4) 消費税の会計基準

消費税の会計処理は、税込方式によっている。

## 2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	3,000,000	0	0	3,000,000
小 計	3,000,000	0	0	3,000,000
特定資産				
土 地	12,937,137	0	0	12,937,137
退職給付引当預金	0	0	0	0
小 計	12,937,137	0	0	12,937,137
合 計	15,937,137	0	0	15,937,137

## 3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

科 目	当期末残高	うち指定正味財産からの充当額	うち一般正味財産からの充当額	(うち負債に対応する額)
基本財産				
定期預金	3,000,000	0	3,000,000	0
小 計	3,000,000	0	3,000,000	0
特定資産				
土 地	12,937,137	0	12,937,137	6,212,271
退職給付引当預金	0	0	0	0
小 計	12,937,137	0	12,937,137	6,212,271
合 計	15,937,137	0	15,937,137	6,212,271

## 4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高	(うち当期償却額)
車 輛 運 搬 具	458,900	△ 458,899	1	0
器 具 備 品	504,000	△ 436,800	67,200	100,800
小 計	962,900	△ 895,699	67,201	100,800

\*【器具備品】減価償却累計額 差異 △134,400の原因 (任意団体時の△33,600+第1期△100,800)

## 会計監査報告

- 日 時 平成30年5月2日
- 場 所 一般社団法人 西福岡青色申告会 二階 大会議室
- 監査結果 関係諸帳簿、証憑書類、預金通帳、現金等監査の結果、適正であり、予算の使途並びに業務執行においても、適切妥当であることを認める。

監 事 渡 邊 青 ⑩

監 事 池 田 静 子 ⑩

## ●保険料とりまとめ勘定

(単位：円)

収入の部		支出の部	
科目	金額	科目	金額
前年度からの繰越金	1,754	預り還付金	54
取りまとめ保険料	19,439,040	労働局への保険料払込	19,115,858
930930	13,017,580	930930	12,971,215
930932	2,887,117	930932	2,884,563
930934	497,556	930934	497,556
930935	2,934,887	930935	2,660,624
930936	101,900	930936	101,900
未収保険料	3357	未払保険料	3,357
過年度 未収保険料	3357	過年度 未払保険料	3,357
		支払還付金	323,182
		930930	46,365
		930932	3,754
		930935	273,063
		930936	0
受入遅延金		支払遅延金	
受取利息	5	母体団体への繰り入れ	1,705
合 計	19,444,156	合 計	19,444,156

## ●母体団体勘定

(単位：円)

収入の部		支出の部	
科目	金額	科目	金額
前年度からの繰越金	0	(2)経常費用 管理費	1,705
保険料取りまとめ勘定より	1,705	内訳 (雑費)	1,705
		積立金勘定へ繰入	0
合 計	1,705	合 計	1,705

## 労働保険報奨金 平成29年度交付分に係る受入証明書

平成29年12月15日に交付を受けた報奨金 933,620円の受入及び繰入については

下記のとおりです。なお、繰入期日は平成29年12月15日です。

(単位：円)

受 入		繰 入	
収入事項	受入金額	収入事項	繰入金額
(事務組合)		(一社)西福岡青色申告会 本体	
款 その他収入	933,620	款 受取補助金等	933,620
項 報奨金	933,620	項 労働保険報奨金	933,620
目 報奨金	933,620	目 労働保険報奨金	933,620
うち母体団体会計繰入分	(933,620)	うち母体団体会計繰入分	(933,620)
合 計	933,620	合 計	933,620

一般社団法人 西福岡青色申告会

会 長 (代表理事) 田 中 明 生

専務理事 兼 事務局長 平 野 周 二



### 女性部会計 収支決算書

(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

<収入の部>				<支出の部>				(単位:円)
科 目	予算額	決算額	増 減	科 目	予算額	決算額	増 減	
前期繰越金	413,776	413,776	0	総 会 費	50,000	42,201	-7,799	
親会助成金	300,000	300,000	0	会 議 費	60,000	51,478	-8,522	
預金利息	6	4	-2	研 修 費	20,000	22,240	2,240	
雑収入	100,000	205,000	105,000	全国大会費	0	0	0	
				研修旅行費	200,000	255,592	55,592	
				通 信 費	5,000	5,320	320	
				事 務 費	20,000	12,050	-7,950	
				交 際 費	18,000	20,000	2,000	
				県連女性部負担金	20,000	20,000	0	
				予 備 費	420,782	0	-420,782	
				次期繰越金	0	489,899	489,899	
合 計	813,782	918,780	104,998	合 計	813,782	918,780	104,998	

平成29年度 女性部 収支決算書を監査した結果、適正に処理されていることを確認しました。  
平成30年 4月 3日

監 事 村 島 恵 美 子

女性部は平成30年4月13日に第41回 定時総会を行ない、上記の収支決算書は承認されております。

### 青年部会計 収支決算書

(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

<収入の部>				<支出の部>				(単位:円)
科 目	予算額	決算額	増 減	科 目	予算額	決算額	増 減	
前期繰越金	140,130	140,130	0	県連負担金	20,000	20,000	0	
親会助成金	100,000	100,000	0	通 信 費	540	216	-324	
総会参加費収入	52,000	63,000	11,000	総 会 費	80,000	89,000	9,000	
研修参加費収入	10,000	9,000	-1,000	研修・事業費	60,000	24,500	-35,500	
全青研修参加費収入	63,000	0	-63,000	全青色関係費用	129,600	0	-129,600	
雑収入	0	0	0	雑 費	18,480	18,380	-100	
受取利息	0	0	0	予 備 費	56,510	0	-56,510	
			0	次期繰越金	0	160,034	160,034	
合 計	365,130	312,130	-53,000	合 計	365,130	312,130	-53,000	

### 貸借対照表

平成30年3月31日現在 (単位:円)

資 産 の 部		負 債 ・ 正 味 財 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
親会預け金	160,034	預り積立金	0
		次期繰越金	160,034
合 計	160,034	合 計	160,034

平成29年度 青年部会計報告書は、事務局で作成し 幸田青年部長が確認しました。

青年部は平成30年5月18日に総会を行ない、上記の収支決算書及び貸借対照表は承認されております。

# 平成30年度 事業計画報告の件

## 平成30年度事業計画

自 平成30年4月 1日 至 平成31年3月31日

### 事業活動基本方針

個人事業者を取り巻く経営環境、特に伝統的自営業は少子高齢化による労働力不足やA I等の最先端技術等により以前よりもっと厳しい状況になってきております。

自営業主を職種別の構成比でみてみますと昭和60年では伝統的自営業の比率は86%以上であったのが現在では70%まで落ち込み、それに対し雇用的自営業等は年々増え続け14%から2倍以上の30%を占めるまでになっております。

このような経営環境を踏まえながら会員をはじめとする個人事業者等の経営支援のさらなる充実を図るべく努めて参ります。

非営利目的の「一般社団法人」として自立的運営を基本とした会員サービスの拡充を念頭に置くとともに、公益の推進にも寄与するために関係法令をはじめ定款・諸規程等を遵守した上で、会の目的に即した事業を積極的に展開し、従来に増して適正で公平な申告納税制度の推進と納税道義の高揚等に努め、会員サービスはもとより公益目的事業等の充実を図り、以って国政の健全な運営並びに地域社会の発展に貢献して参ります。

#### 1 組織運営の充実強化

(1) 青色申告制度の普及と組織の強化について

白色申告者の記帳・記録保存の義務化に合わせて、増大する青色申告者への入会を勧奨し、会員増強に積極的に取り組みます。

(2) 部会活動の充実について

青年部と女性部それぞれの活動の充実強化と部員増強に取り組みます。

(3) 委員会

各委員会の委員再編成を行い、会活動の活性化を図ります。

#### 2 相談・指導活動の充実

(1) 事業者の記帳水準の向上に引き続き取り組み、記帳点検、複式簿記の講習会の開催と会計ソフトの普及を図っていきます。

(2) マイナンバー制度の定着に向け地域への情報提供を図るとともに、改正税法や年金制度改革等の情報提供に努めます。

(3) e-Tax(イータックス)に対応したICT(情報通信技術)のさらなる普及に取り組みます。

(4) 経営の安定に資する幅広い講習会・相談会などを開催していきます。

(5) ネットサポートを効率的に利用し、会計ソフト記帳者へのサポート体制の拡充を図っていきます。

(6) より質の高い納税者サービスに努めるため、税務・経営・接客等の職員研修の充実を図っていきます。



### 3 広報活動の推進

- (1) ホームページの充実を図り、会員増強にも繋がるソーシャルネットワーキングの利用に取り組んでいきます。
- (2) 会の存在がもっと広く社会に認知され、併せて会員増強に繋がるようなより効果のあるPR策を研究し、パンフレットの改善等を実践していきます。
- (3) 全青色の機関誌「ブルーリターン」と当会発行の機関紙「青色にゆ〜す」・会報紙「群青」を通じ、広報活動の展開とタイムリーな情報提供を行うとともに、「会員必携」の配付により、会員の税知識の習得に努めます。

### 4 福利厚生事業の推進

- (1) 会員の将来に備えた「小規模企業共済」及び「中小企業退職金共済」について、加入及び掛金の増額促進に努めます。
- (2) 会員の事業安定と福祉の向上に寄与し、会財政の基盤強化に資するために、各種共済【全青色共済(傷害特約付)、全青色傷害保険、疾病入院補償保険、全青色交通傷害保険】の普及拡大に努めます。
- (3) レクリエーションなどの親睦活動に関して、より多くの方に参加していただける企画を研究・実施し、その活動を通して会員相互の交流を図っていきます。

### 5 税制政策活動の推進

福岡県連・北部九州局連・全国青色申告会総連合(全青色)の大会、研修会に積極的に参加し、全青色の提唱する税制政策活動に協力し、適正・公平な税制と充実した社会保障制度の実現に邁進します。



(H29.6.19 H29年度 会員旅行)



(H29.10.19 北部九州ブロック大会)



(H29.11.14 税を考える週間講習会)



(H30.01.12 新年祝賀会 山水荘)

## 平成30年度 第6期 収支予算報告の件

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度予算額	前年度決算額	前年度予算額	予算増減
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
受 取 入 会 金	66,000	63,000	60,000	6,000
受 取 入 会 金	66,000	63,000	60,000	6,000
受 取 会 費	7,991,000	7,930,000	7,991,000	0
正 会 員 受 取 会 費	7,920,000	7,865,000	7,920,000	0
準 会 員 受 取 会 費	38,000	32,000	38,000	0
賛 助 会 員 受 取 会 費	33,000	33,000	33,000	0
事 業 収 益	2,250,000	2,432,892	2,282,600	△ 32,600
全 青 色 共 済 手 数 料 収 入	550,000	541,640	585,000	△ 35,000
企 業 共 済 手 数 料 収 入	550,000	740,572	650,000	△ 100,000
労 働 保 険 手 数 料 収 入	890,000	888,240	864,000	26,000
雇 用 保 険 手 数 料 収 入	260,000	262,440	183,600	76,400
受 取 補 助 金 等	1,045,000	948,524	1,045,000	0
労 働 保 険 報 奨 金	940,000	933,620	1,030,000	△ 90,000
労 働 保 険 助 成 金	15,000	14,904	15,000	0
中 退 共 助 成 金	90,000	0	0	90,000
受 取 負 担 金	36,900,000	37,058,720	36,900,000	0
特 別 会 費 ( 月 ) 収 入	18,700,000	18,610,344	18,700,000	0
特 別 会 費 ( 決 ) 収 入	13,500,000	13,803,800	13,500,000	0
特 別 会 費 ( 臨 ) 収 入	4,700,000	4,644,576	4,700,000	0
特 定 目 的 準 備 金 繰 入 収 入	20,029	150,000	0	20,029
特 定 目 的 準 備 金 取 崩	20,029	150,000	0	20,029
雑 収 益	1,275,500	1,251,147	1,253,000	22,500
受 取 利 息	4,100	1,133	1,600	2,500
有 価 証 券 運 用 益	1,400	1,400	1,400	0
物 品 販 売 収 入	120,000	110,985	120,000	0
会 計 ソ フ ト 販 売 収 入	200,000	180,000	220,000	△ 20,000
機 関 紙 等 郵 送 料 収 入	250,000	258,000	230,000	20,000
幹 旋 手 数 料 収 入	50,000	0	50,000	0
そ の 他 手 数 料 収 入	10,000	10,152	0	10,000
そ の 他 雑 収 益	640,000	689,477	630,000	10,000
経常収益計	49,547,529	49,834,283	49,531,600	15,929
(2) 経常費用				
事 業 費	2,818,700	2,770,618	2,736,200	82,500
総 会 費	650,000	653,524	600,000	50,000
全 青 ・ 局 連 費	320,000	324,250	320,000	0
会 議 費	150,000	166,206	150,000	0
委 員 会 関 係 費	15,000	15,000	15,000	0
指 導 連 絡 費	50,000	50,000	50,000	0
職 員 研 修 費	100,000	99,000	100,000	0
ブ ロ ッ ク 大 会 費	250,000	200,000	200,000	50,000
広 報 活 動 費	260,000	259,790	305,000	△ 45,000
青 年 部 活 動 費	100,000	100,000	100,000	0
女 性 部 活 動 費	300,000	300,000	300,000	0
青 色 旅 行 補 助 費	20,000	20,000	20,000	0
渉 外 費	40,000	24,148	30,000	10,000
機 関 紙 発 行 費	151,200	151,200	151,200	0
役 職 員 研 修 費	150,000	145,000	145,000	5,000
支 部 活 動 費	262,500	262,500	250,000	12,500
管 理 費	48,945,156	48,166,212	49,124,016	△ 178,860
給 料 手 当	30,260,000	30,000,463	30,500,000	△ 240,000
法 定 福 利 費	4,400,000	4,523,542	4,600,000	△ 200,000
通 勤 交 通 費	451,600	452,633	451,600	0
中 退 共 掛 金	720,000	480,000	480,000	240,000
そ の 他 福 利 費	300,000	346,925	340,000	△ 40,000

	退職金	0	0	0	0
	顧問料	2,059,200	2,059,200	2,059,200	0
	リース料	1,435,446	1,654,476	1,772,306	△ 336,860
	消耗品費	900,000	860,600	900,000	0
	研修・図書費	120,000	100,846	170,000	△ 50,000
	通信費	587,200	552,026	570,000	17,200
	旅費交通費	140,000	127,400	140,000	0
	水道光熱費	492,800	497,644	450,000	42,800
	修繕維持費	150,000	72,878	150,000	0
	損害保険料	185,000	184,850	187,000	△ 2,000
	固定資産取得支出	0	0	0	0
	短期借入金返済支出	2,720,700	2,720,700	2,720,700	0
	慶弔費	150,000	171,317	150,000	0
	コンピュータ一費	311,802	311,802	311,802	0
	警備費	321,408	321,408	321,408	0
	雑費	1,130,000	1,065,855	1,100,000	30,000
	租税公課	1,650,000	1,661,647	1,650,000	0
	特定目的準備支出	0	0	50,000	△ 50,000
	退職給付費用	240,000	0	0	240,000
	予備費	220,000	0	50,000	170,000
			0		0
	経常費用計	51,763,856	50,936,830	51,860,216	△ 96,360
	当期経常増減額	△ 2,216,327	△ 1,102,547	△ 2,328,616	112,289
2.	経常外増減の部				
(1)	経常外収益				
	経常外収益計	0	0	0	0
(2)	経常外費用				
	経常外費用計	0	0	0	0
	当期経常外増減額	0	0	0	0
	税引前当期一般正味財産増減額	△ 2,216,327	△ 1,102,547	△ 2,328,616	112,289
	法人税・住民税及び事業税	71,000	71,000	71,000	0
	当期一般正味財産増減額	△ 2,287,327	△ 1,173,547	△ 2,399,616	112,289
	一般正味財産期首残高	6,854,951	8,028,498	8,028,498	△ 1,173,547
	一般正味財産期末残高	4,567,624	6,854,951	5,628,882	△ 1,061,258
II	基金増減の部				
	当期基金増減額	0	0	0	0
	基金期首残高	3,000,000	3,000,000	3,000,000	0
	基金期末残高	3,000,000	3,000,000	3,000,000	0
III	一般正味財産期末残高	7,567,624	9,854,951	8,628,882	△ 1,061,258

## 注記

科目間の流用を認める

短期借入金返済支出 内訳（借入元金 2,630,516円 支払利息 90,184円）

特定正味財産 減価償却費 計上予定額 67,199円

(H30年度 予算額 注記)

当期一般正味財産増減額 + 借入元金返済額 - 減価償却費 = 当期利益金  
 ▲ 2,287,327 + 2,630,516 - 67,199 = 275,990

期首特定正味財産額 + 増減額 = 期末特定正味財産額

6,422,466 + 2,563,317 = 8,985,783

↑

↑

↑

↑  
借入元金 - 減価償却費

P7の当年度 III 1 特定正味財産等と一致

# 表彰状・感謝状等(税務関係)

## ■ 旭日双光章 受章 ■

【年度】	【氏名】	【受章時の役職】
平成23年	三崎 進	会長

## ■ 財務大臣表彰 ■

【年度】	【氏名】	【表彰時の役職】
平成28年	田中 明生	会長
平成22年	三崎 進	会長

## ■ 国税庁長官表彰 ■

【年度】	【氏名】	【表彰時の役職】
平成26年	田中 明生	会長
平成20年	三崎 進	会長

## ■ 福岡国税局長表彰 ■

【年度】	【氏名】	【表彰時の役職】
平成29年	現 釜崎 重則	副会長
平成22年	山口 一	故 副会長
平成18年	現 田中 明生	副会長
平成14年	三崎 進	会長
平成13年	吉村 博明	故 名誉顧問
平成3年	手平 守	故 専任副会長
昭和62年	檜崎 國雄	故 会長

## ◆ イータックス推進局長感謝状 ◆

【年度】	【団体名】
平成23年	西福岡青色申告会

## ◆ 青色申告制度55周年記念局長感謝状 ◆

【年度】	【氏名】	【表彰時の役職】
平成17年	三崎 進	会長

## ◆ 青色申告制度55周年記念署長感謝状 ◆

【年度】	【氏名】	【表彰時の役職】
平成17年	高橋 伸子	故 副会長
平成17年	現 平野 周二	事務局 長

## ■ 西福岡税務署長納税表彰 ■

【年度】	【氏名】	【表彰時の役職】
平成24年	波多江 利光	故 副会長
平成23年	飯田 宏	故 支部理事
平成22年	泊 正義	故 監事
平成19年	石川 泰信	故 常任理事
平成18年	富永 シヅエ	故 女性部長
平成17年	現 平野 周二	事務局 長
平成17年	福井 絹子	退 常任理事
平成15年	現 釜崎 重則	副会長
平成11年	山口 一	故 副会長
平成10年	高橋 伸子	故 女性部長
平成9年	三崎 進	副会長
平成8年	田中 勝久	故 副会長
平成5年	吉村 博明	故 会長
平成5年	濱地 國彦	故 常任理事
平成4年	日下部 三郎	故 名誉顧問
平成4年	高木 正春	故 専務理事
平成3年	現 田中 明生	常任理事
平成2年	吉村 博明	故 副会長
平成元年	村上 精一	故 副会長
昭和63年	手平 守	故 専務理事
昭和61年	日下部 三郎	故 副会長
昭和59年	檜崎 國雄	故 会長代行

## ■ 西福岡税務署長感謝状 ■

【年度】	【氏名】	【受贈時の役職】
平成29年	現 山口 峰生	副会長
平成28年	現 檜崎 勝宣	副会長
平成24年	現 田中 義人	支部理事
平成23年	吉村 美紀	退 事務局主任1
平成22年	津田 真美	退 事務局主任2
平成21年	古川 完一	故 支部理事
平成20年	波多江 利光	故 常任理事
平成20年	松田 實	故 支部理事
平成19年	渡辺 浩常	故 支部理事
平成19年	現 久保 金三	支部理事
平成18年	飯田 宏	故 支部理事
平成17年	石川 泰信	故 常任理事
平成16年	泊 正義	故 監事
平成15年	富永 シヅエ	故 女性部長
平成14年	福井 絹子	退 女性部長
平成14年	現 平野 周二	事務局 長
平成7年	大石 伸典	故 青年部長
平成4年	山口 一	故 副会長
平成3年	濱地 國彦	故 青年部長
平成2年	石掛 ヤスノ	故 婦人部長
昭和61年	中原 スガノ	婦人部長
昭和58年	檜崎 國雄	故 副会長
昭和57年	吉村 長	故 会長



# 会員の推移、歴代会長在位と主な出来事

期	年度	会員数	会長	月	西福岡青色申告会の歩みとその関連事項
1	昭和29年	7名	柴田 健太郎	9月	前原青色申告友の会創立
2	昭和30年	19名	↓ ②	2月	前原商工会青色申告指導所併設
3	昭和31年	34名	↓ ③	10月	前原中小企業相談所開設 初代所長 手平 守
4	昭和32年	36名	↓ ④	9月	前原町商工会 社団化手続き
5	昭和33年	38名	↓ ⑤	10月	全国青色申告会総連合加入決定
6	昭和34年	41名	↓ ⑥	11月	第2回南九州青色申告会ブロック大会参加
7	昭和35年	53名	↓ ⑦	1月	簡易保険団体加入、集金業務開始
8	昭和36年	51名	↓ ⑧	2月	前原青色申告会に名称変更
9	昭和37年	51名	↓ ⑨	4月	旧糸島郡(前原・志摩・二丈・周船寺・今宿・北崎)一円青色入会勸奨開始
10	昭和38年	63名	↓ ⑩	4月	機関紙「青申会報」創刊
11	昭和39年	77名	↓ ⑪	4月	住友海上火災代理店開始
12	昭和40年	80名	↓ ⑫	9月	顧問税理士就任 (黒瀬健二)
13	昭和41年	98名	↓ ⑬	2月	事務局移転(前原商工会館二階) 9月青色申告会納税組合発足
14	昭和42年	131名	↓ ⑭	10月	北部九州青色申告会ブロック会議(小倉望玄荘)
15	昭和43年	145名	↓ ⑮	1月	理事制採用
16	昭和44年	190名	↓ ⑯	8月	全青色会館(東京)建設出資
17	昭和45年	218名	檜崎 一男	5月	小規模企業共済、中小企業共済加入促進集金事務開始
18	昭和46年	235名	↓ ②	1月	青色会館建設準備に入る。6月第1回税務協議会開催 8月会館建設委員会設置
19	昭和47年	245名	↓ ③	5月	西福岡青色申告会と名称変更 7月事務局移転(北本町公民館)
20	昭和48年	301名	↓ ④	8月	コンピュータの視察(静岡青色申告会)
21	昭和49年	324名	↓ ⑤	4月	創立20周年記念式典(講演 全青色:吉田文一事務局長)
22	昭和50年	343名	↓ ⑥	1月	大塚税理士就任 9月 労働保険事務組合認可発足 11月 支部会活動開始
23	昭和51年	346名	↓ ⑦	11月	高知青色申告会、松山青色申告会視察(15名)
24	昭和52年	377名	↓ ⑧	9月	㈱西福岡青色申告会館設立、落成、事務局移転(現在地)
25	昭和53年	440名	↓ ⑨	4月	専務理事制採用 11月 婦人部発足 初代部長 山口ムツ子
26	昭和54年	467名	↓ ⑩	4月	創立25周年記念式典 小野署長より額「誠実」戴く 11月 青年部発足
27	昭和55年	480名	吉村 長	2月	青色申告キャンペーン開始 11月 青色申告制度創設30周年記念式典
28	昭和56年	535名	↓ ②	11月	「税を知る週間」キャンペーン開始 12月 長野税理士就任
29	昭和57年	572名	↓ ③	1月	機関紙「郡青」創刊 青年部
30	昭和58年	581名	↓ ④	11月	振替納税宣言式典
31	昭和59年	588名	↓ ⑤	6月	故吉村 長 会長告別式 11月 西福岡会:創立30周年記念式典(青色会館)
32	昭和60年	589名	檜崎 國雄	5月	青色申告制度35周年記念式典(東京) 9月 北部九州ブロック会議(嬉野)
33	昭和61年	589名	↓ ②	1月	青年部:伊万里青申会と合同研究会(嬉野)
34	昭和62年	604名	↓ ③	8月	第6回豊北町青申会と合同研究会 檜崎会長:福岡国税局長表彰
35	昭和63年	605名	↓ ④	9月	北部九州ブロック大会(長崎) 11月 西日本地区独立会(広島)
36	平成 元年	612名	日下部 三郎	2月	檜崎会長逝去、手平会長代行就任 西福岡会:創立35周年記念式典
37	平成 2年	608名	↓ ②	10月	青色申告制度40周年記念式典(幕張) 11月 北部九州ブロック大会(嬉野)
38	平成 3年	620名	↓ ③	12月	手平副会長:福岡国税局長表彰
39	平成 4年	606名	吉村 博明	1月	なるほどザ税金テレビ出演 9月 北部九州ブロック大会(久留米)
40	平成 5年	608名	↓ ②	11月	婦人部創立15周年記念式典 12月 西日本独立会研究会(大丸別荘)
41	平成 6年	614名	↓ ③	5月	青年部創立10周年記念式典 西福岡会:創立40周年記念式典
42	平成 7年	610名	↓ ④	10月	久留米青申会40周年記念式典
43	平成 8年	613名	↓ ⑤	9月	豊北町青申会創立30周年記念式典
44	平成 9年	620名	↓ ⑥	11月	西福岡会:婦人部創立20周年記念式典(寿苑)
45	平成10年	611名	↓ ⑦		(社)熊本西青申会創立記念式典
46	平成11年	624名	↓ ⑧	11月	西福岡会:創立45周年記念式典(山水荘) 栗原小巻 出演
47	平成12年	610名	三崎 進	10月	青色申告制度施行・青色申告会結成50周年記念式典 H13年3月 手平副会長告別式
48	平成13年	613名	↓ ②	4月	高木専務理事 退職→平野事務局長 就任 11月 吉村顧問:福岡国税局長表彰
49	平成14年	607名	↓ ③	11月	三崎会長:福岡国税局長表彰
50	平成15年	608名	↓ ④	11月	回転式広告塔完成(西区周船寺) 間税会・法人会・納貯連・青申会の四団体協力
51	平成16年	606名	↓ ⑤	11月	西福岡会:創立50周年記念式典(寿苑) 6月 第2回青色21ネットワーク研究会初参加
52	平成17年	613名	↓ ⑥	4月	個人情報保護法に関する法律説明会 8月 青色21NW研究会【小田原塾】
53	平成18年	602名	↓ ⑦		平成18年分 イータックス申告 [所・消]合計 487件 11月 田中副会長:国税局長表彰
54	平成19年	597名	↓ ⑧		平成19年分 イータックス申告 [所・消]合計 483件
55	平成20年	599名	↓ ⑨		平成20年分 イータックス申告 [所・消]合計 464件 10月 三崎会長:国税庁長官表彰
56	平成21年	599名	↓ ⑩	6月	西福岡会:第55回通常総会&創立55周年記念式典(山水荘) H22.1.1 糸島市誕生
57	平成22年	595名	↓ ⑪	10月	青色申告制度施行/青色申告会結成60周年、三崎会長:財務大臣表彰、山口副会長:国税局長表彰 他
58	平成23年	584名	↓ ⑫	6月	第16回青色21NW研究集会 in 博多 / 11月 三崎会長 旭日雙光章受章祝賀会
59	平成24年	584名	田中 明生	12月	一般社団法人検討委員会設置、12月7日 臨時総会にて解散決議 3月31日 解散
60	平成25年	574名	↓ ②	4月	1日 一般社団法人 西福岡青色申告会 へ組織変更 / 9月 創立60周年記念式典
61	平成26年	562名	↓ ③	10月	田中会長 国税庁長官表彰
62	平成27年	562名	↓ ④	6月	(株)西福岡青色申告会館より土地を購入 会館建設委員会の立ち上げ 新会館の設計図作成
63	平成28年	554名	↓ ⑤	6月	田中会長:財務大臣表彰、檜崎副会長:西福岡税務署長 感謝状 / 熊本大震災発生
64	平成29年	547名	↓ ⑥	6月	釜崎副会長:福岡国税局長表彰、山口副会長:西福岡税務署長 感謝状
65	平成30年	555名	↓ ⑦	6月	

# 一般社団法人 西福岡青色申告会 定款

## 第1章 総 則

- (名 称)  
第1条 本会は、一般社団法人 西福岡青色申告会 と称する。  
(事 務 所)  
第2条 本会は、主たる事務所を福岡県糸島市前原中央3丁目15番32号に置く。

## 第2章 目的及び事業

- (目 的)  
第3条 本会は、健全な納税者団体として、納税者の誠実な記帳と適正な申告納税を推進するとともに、納税道義の高揚と納税者の権利の擁護を図り、事業経営の健全な発展及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

- (事 業)  
第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。  
(1) 申告納税制度の推進と納税道義の高揚に資する事業  
(2) 納税者の利便と税務行政の合理化、効率化に資する事業  
(3) 事業者の経営と生活の安定に資する事業  
(4) 納税環境の整備に資する事業  
(5) 地域社会の発展に資する事業  
(6) 組織の維持、拡大、発展に関する事業  
(7) 会員の福利厚生及び親睦に関する事業  
(8) 友誼団体との連携及び協調に関する事業  
(9) その他前各号に定める事業に関する事業  
2 前項に定める事業は、福岡県において行うものとする。

## 第3章 会 員

- (会 員)  
第5条 本会に、次の種類の会員を置く。  
(1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人又は法人若しくはその他団体  
(2) 特別会員 本会の目的に賛同して入会した正会員以外の個人又は法人若しくはその他団体  
(3) 賛助会員 本会の目的を賛助するために入会した正会員又は特別会員以外の個人及び法人  
2 前項の会員のうち、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

- 1 -

- 2 前項の総会をもって、法人法上の社員総会とする。  
(権 限)  
第14条 総会は、次の事項について決議する。  
(1) 会員の除名  
(2) 理事及び監事の選任又は解任  
(3) 常勤の理事及び監事の報酬等の総額  
(4) 常勤の理事及び監事の報酬等の支給の基準  
(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認  
(6) 定款の変更  
(7) 解散及び残余財産の処分  
(8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項  
(9) 理事会において、総会に付議すべきことを決議した事項  
(開 催)  
第15条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3箇月以内に開催し、臨時総会は必要がある場合に開催する。

- (招 集)  
第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。  
2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

- (議 長)  
第17条 総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故等による支障があるときは、当該総会において出席した正会員の中から議長を選出する。

- (議 決 権)  
第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

- (決 議)  
第19条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。  
2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。  
(1) 会員の除名  
(2) 監事の解任  
(3) 定款の変更  
(4) 解散  
(5) その他法令で定められた事項

- 3 -

- (会員の資格の取得)  
第6条 本会の会員になろうとする者は、所定の申込手続により任意に入会することができる。

- (会員の権利義務)  
第7条 会員は、本会の事業活動につき、その便宜を受ける権利を有するとともに、この定款及び総会の決議に従う義務を負う。  
(入会金及び会費)

- 第8条 会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時、及び毎年、総会において別に定める会費規程に基づき、入会金及び会費を納入しなければならない。

- (任意退会)  
第9条 会員は、所定の退会手続により、任意にいつでも退会することができる。  
(除名)

- 第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。  
(1) この定款その他の規則に違反したとき。  
(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。  
(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

- (会員資格の喪失)  
第11条 前2条の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。  
(1) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。  
(2) 会費を2年以上滞納したとき。  
(3) 総正会員の同意があったとき。  
(4) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。  
(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

- 第12条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、本会の会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。  
2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の提出品は、これを返還しない。

## 第4章 総 会

- (構 成)  
第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 -

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- (議決権の代理行使)  
第20条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、書面もしくは電磁的方法による委任状をもって、他の出席正会員を代理人として議決を委任することができる。  
2 前項の場合における前2条の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

- (議事録)  
第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。  
2 議長及び出席した会員の中から、その総会において選出された議事録署名人2名が署名捺印する。

## 第5章 役 員

- (役員の設定)  
第22条 本会に、次の役員を置く。  
(1) 理事 3名以上22名以内  
(2) 監事 2名以内  
2 理事のうち1名を会長とする。  
3 会長以外の理事のうち4名以内を副会長とする。なお、必要と認める場合は、専務理事1名を置くことができる。  
4 第2項の会長をもって法人法第91条第1項第1号に規定する代表理事とし、前項の副会長及び専務理事をもって法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

- (役員を選任)  
第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。  
2 会長、副会長、専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

- (理事の職務及び権限)  
第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。  
2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を総括執行する。  
3 副会長は、会長を補佐し、本会の業務を分担執行する。なお、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、理事会があらかじめ決定した順序によって、その代表業務を除いた職務を代行する。  
4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の日常業務を執行し、事務局を統括する。また、会長及び副会長が欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。  
5 会長及び副会長は、毎事業年度ごとに4箇月を越える間隔で2回以上、自己の職務の執

- 4 -

行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、総会及び理事会に出席し、必要であると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

- 第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

- 第28条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(責任の免除)

- 第29条 理事及び監事に法人法第111条第1項に規定する責任が生じた場合において法人法第113条第1項の定める要件に該当するときは、理事会の決議により、賠償責任額から法人法第113条第1項に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができるものとする。

## 第6章 名誉会長、顧問、相談役及び委員会等

(名誉会長、顧問及び相談役)

- 第30条 本会に、名誉会長、顧問及び相談役若干名を置くことができる。
- 2 名誉会長、顧問及び相談役は、理事会の推薦により会長がこれを委嘱する。任期は2年とする。
- 3 名誉会長、顧問及び相談役は、会長の諮問に応え、会長に対し意見を述べることができる。

- 5 -

(議長)

- 第39条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故等による支障があるときは、当該理事会において出席した理事の中から議長を選出する。

(決議)

- 第40条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、書面によって議事録を作成する。
- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第8章 資産及び会計

(基本財産)

- 第42条 別表の財産は本会の基本財産とする。
- 2 前項の財産は、総会において別に定めるところにより、本会の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。これを変更する場合は、あらかじめ理事会の承認を要する。

(事業年度)

- 第43条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第44条 本会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間置き置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第45条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時総会

- 7 -

(委員会)

- 第31条 本会の事業を推進するため、任意の機関として、理事会の決定により委員会を設けることができる。
- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成し、理事会の推薦により、会員のうちから会長がこれを委嘱する。任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(支部)

- 第32条 本会は、事業の円滑な推進を図るため、任意の機関として、理事会の決議により地域別に支部を置くことができる。

(部会)

- 第33条 本会の事業を推進するため、任意の機関として、理事会の決定により部会を置くことができる。
- 2 部長は、部会の推薦により、会員のうちから会長がこれを委嘱する。任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(規則の制定)

- 第34条 委員会、支部及び部会の組織並びに運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(派遣税理士)

- 第35条 本会に税理士会支部との協議により、支部派遣の税理士を置く。
- 2 税理士の業務は税理士会支部との派遣契約により定める。

## 第7章 理事会

(構成)

- 第36条 本会に理事会をおく。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(権限)

- 第37条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) 本会の業務の執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

- 第38条 理事会は、会長が招集する。
- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

- 6 -

に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

(暫定予算)

- 第46条 やむを得ない理由により、事業年度開始までに予算が成立しなかったときは、会長は理事会の決議を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出を行うことができる。
- 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。
- 3 やむを得ない理由により、事業年度開始までに予算が成立しなかったときは、会長はその理由及び成立見込時期を直ちに理事会に報告し、その後遅滞なく総会の承認を得るものとする。

(剰余金の分配)

- 第47条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(長期借入金)

- 第48条 本会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって返済するものを除き、収支予算書に明記し、理事会の承認を経なければならない。

## 第9章 事務局

(事務局)

- 第49条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認を経て、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

- 第50条 事務局には、常に次の各号に掲げる帳簿及び書類等を備えておかなければならない。ただし、第1号から第3号及び第7号に掲げる書類については最新版を、第6号、第8号及び第9号に掲げる書類については5年間分を備えておくものとする。

- 一定款
- 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- 理事、監事、名誉会長、顧問、相談役及び職員の名簿及び履歴書
- 許認可等及び登記に関する書類
- 会議の議事録
- 事業報告書及び収入支出に関する帳簿及び証拠書類
- 事業計画書及び収支予算書
- 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- その他必要な帳簿及び書類等

- 2 前項第1号、第6号及び第8号に掲げる書類並びに会員名簿および役員名簿については、これを一般の閲覧に供するものとする。

- 8 -

**第10章 定款の変更及び解散**

(定款の変更)

第51条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第52条 本会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第53条 本会が解散等により清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

**第11章 公告の方法**

(公告の方法)

第54条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

**第12章 補則**

(納税貯蓄組合)

第55条 本会は納税貯蓄組合を置き、組合長1名を置く。

(労働保険事務組合)

第56条 本会は労働保険事務組合を置く。

2 労働保険事務組合事務処理規約

【平成28年6月3日 第56条の2 追加】

(簡易保険払込団体)

第57条 本会は簡易保険団体払込制度を利用する。

2 簡易保険団体払込制度により生じる割引額の一部又は全部を本会の活動目的に利用する。

【平成26年6月6日 抹消】

(委任)

第58条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第59条 特定個人情報取扱規定

【平成28年6月3日 第59条 追加】

別表 基本財産 (第42条関係)

財産種別	場所・物量等
定期預金	福岡県中央信用組合 300万円

1 当法人の最初の事業年度は、設立登記の日から平成26年3月31日までとする。

2 当法人の設立時の役員は、次のとおりである。

設立時理事 田中 明生 山口 一 釜崎 重則  
山口 峰生 楠崎 勝宣 中西 久子 平野 周二

設立時代表理事 田中 明生

設立時監事 渡邊 斉 古川 文一

3 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 1 住所 福岡県糸島市二丈石崎107番地1  
氏名 田中 明生

2 住所 福岡県糸島市前原東三丁目1番24号  
氏名 平野 周二

4 当法人の設立初年度の事業計画及び収支予算書は、設立総会において定めるところによる。

以上、一般社団法人西福岡青色申告会設立のため、この定款を作成し設立時社員が次に記名押印する。

平成24年 12月 7日

設立時社員 田中 明生 ㊟

設立時社員 平野 周二 ㊟

平成25年4月1日 施行

平成26年6月6日 改定

平成28年6月3日 改定

**一般社団法人西福岡青色申告会常勤役員の報酬等及び費用弁償規程**

(目的)

第1条 この規定は、当会の定款第28条に基づき、常勤役員の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。  
(1) 役員とは、理事及び監事をいう。  
(2) 常勤役員とは、役員のうち、当会の事務所を主たる勤務場所とする者をいう。  
(3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称の如何を問わず、費用とは明確に区分されるものとする。  
(4) 費用弁償とは、職務遂行に伴い発生する旅費、手数料等の実費の経費とし、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 当会は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給する。  
2 常勤役員の報酬は月額制とし、毎月一定の日に支給する。  
3 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の在任期間に応じて退職慰労金を支給する。

(報酬等の額)

第4条 当会の常勤役員の報酬の基準については、月額50万円までの範囲とする。  
2 個々の常勤役員の報酬額、賞与及び退職手当等については、当会の経営内容、勤務実態等を勘案して、理事会で決定する。

(費用弁償の額)

第5条 当会の常勤役員が上部団体及び関係団体等の諸会議に出席するため特別の経費を必要とするときは、別に定める出張旅費規程に基づき実費を支給する。  
2 常勤役員が主たる勤務場所に通勤する費用については、勤務実態に応じて交通費を支給する。  
3 常勤役員以外の者が会長等の代理として諸会議に出席した場合は、この規定を準用することができる。

(改廃)

第6条 この規定の改廃は、社員総会の決議による。

附則

1 この規定は、平成25年4月1日より、施行する。

**定款 第8条において別に定める会費規程に基づく入会金及び会費の額**

区分	金額	対象となるもの
入会金(不課税)	3,000円	正会員
入会金(不課税)	0円	特別会員又は賛助会員

**基準会費**

区分	金額	対象となるもの
基本会費(不課税)	月額 1,500円	正会員として加入するもの
基本会費(不課税)	年額 2,000円	特別会員として加入するもの
基本会費(不課税)	個別に定める	賛助会員として加入するもの

\* 上記の会員のうち、正会員のみが一般社団法人の社員です

**【参考】**

**特別会費Ⅰ (決算・申告指導他)**

(消費税抜き)

区分	金額	対象となるもの
記帳指導	月額 1,500円～	記帳指導を受けるもの
決算指導	年額 20,000円～	決算指導を受けるもの。但し、特別な計算を要する場合は除く
所得税申告指導	年額 5,000円～	申告指導を受けるもの。但し、譲渡・相続・贈与など特別な計算を要する場合は除く
源泉所得税指導	2名迄 1名につき1,500円	源泉所得税指導を受けるもの。但し、従業員3名以上1名増につき、800円を加算する
償却資産税指導	年額 3,000円	償却資産税指導を受けるもの

**特別会費Ⅱ (消費税)**

(消費税抜き)

課税売上高	計算方法	金額	対象となるもの
3,000万円以下	簡易課税	年額 10,000円	消費税の計算指導を受けるもの
	本則課税	年額 20,000円	
3,000万円超	簡易課税	年額 15,000円	
	本則課税	年額 30,000円	

\* 特別会費につきましては総会において定める会費ではありません



memo

Lined area for writing a memo.





青色申告会は、  
会員さんにとっての  
利用のしやすさを  
第一に考えて  
さまざまなサービスを  
揃えています。



## 記帳・決算・申告

- 青色申告の基礎から合理的な記帳のしかたまで、講習会・個別指導を行っています。
- 青色申告決算書、所得税の確定申告、消費税の確定申告なども丁寧に指導しています。

## 金融・サービス

- 日本政策金融公庫などの融資制度の斡旋はもちろん、その他の融資制度も取り扱っています。また労働保険事務の代行などもご利用ください。
- パソコン用会計ソフト「ブルーリターンA」を開発、販売しています。将来の電子申告への対応も万全です。

## 各種共済

会員だけが利用できるおトクな「全青色共済」「全青色傷害」をはじめ、将来の退職に備えた「小規模企業共済制度」、従業員の退職に備えた「中小企業退職金共済制度」などを取り扱っています。

## 親睦

会員の親睦がいつそう深まる研修旅行や各種レクリエーション、サークル活動などを実施。また青年部・女性部の集いや地域ぐるみのイベント参加など、活動も多彩にひろがっています。

## 税制改正

- 小規模企業税制の確立へ  
個人企業と法人企業の税負担の不均衡の是正をはじめ社会保障費用負担などの公平をはかるため、「小規模企業税制」の創設を目指して運動しています。
- 個人事業主の勤労性を認めた制度の創設へ  
個人企業と法人企業の間にある税負担の不均衡を是正するため、青色申告者に対する勤労性を認めた税制(事業主報酬の支払い)の創設を要望しています。
- 国民健康保険税(料)の改善へ  
医療保険制度の一元化を前提とした都道府県単位の国保の運営を実現させ、会員の生活を圧迫しない制度となるよう働きかけています。

